

---

# 都市計画道路住吉通線（仮称）外 3 路線 都市計画の原案に関する公聴会開催のお知らせ

主催：宮崎県県土整備部都市計画課

---

## 1 公聴会とは

県では、**2**にお示ししますように4路線の都市計画の原案を作成しました。これらの原案について県民の皆様の御意見をお聴きするために公聴会を開催いたします。

公聴会とは、一般に公開された場で、都市計画の原案に対し、意見を述べること（以下「公述」といいます。）のできる機会です。

## 2 公聴会開催の対象となる都市計画の決定・変更

今回、以下の4路線に関する、都市計画の原案について公聴会を行います。

宮崎広域都市計画道路

- ① 3・3・18号 住吉通線（仮称）
- ② 3・1・1号 花ヶ島西通線
- ③ 3・3・17号 徳ヶ淵御殿下通線
- ④ 3・3・19号 尾原通線（仮称）

### ※ 都市計画道路とは

都市計画区域毎に都市内の円滑な都市活動を支え、都市生活をされる方の利便性向上、さらには良好な都市環境を確保するため、都市施設として、都市計画に定められた道路のことです。

※ 都市計画変更についての基本的な考え方については、**6**を参照してください。

※ 変更の具体的区域を示した図面は、**7**に示す場所で閲覧することができます。

### 3 公述の申込方法等について

#### (1) 公述のできる方

対象となる都市計画の原案	公述のできる方
宮崎広域都市計画道路 3・3・18号 住吉通線(仮称) 3・1・1号 花ヶ島西通線 3・3・17号 徳ヶ淵御殿下通線 3・3・19号 尾原通線(仮称)	宮崎市、国富町の住民及び当該区域内にある土地若しくはその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関し利害を有する者

#### (2) 公述の申出方法

公述をしようとする方は、次のア～ウの要領で知事に申し出てください。

##### ア 申出期間

令和3年7月5日(月)から7月19日(月)まで(当日消印有効)

##### イ 記載事項及び提出方法

6ページの様式を用いて、意見の要旨及び意見を述べようとする理由並びに住所、氏名及び連絡先、職業、公述を希望する会場を記載した書面を郵送、メール、ファクシミリ又は直渡しで7月19日(月)までに宮崎県県土整備部都市計画課及び関係土木事務所に提出してください。

申出期限後に提出された公聴会公述申出書(以下 公述申出書)は、受付いたしません。郵送で公述申出書を提出する場合には、郵便消印等により期限内の発送が確認できたものについては、受付いたします。

##### ウ 提出先

<県庁あて> 〒880-8501  
宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県 県土整備部 都市計画課  
FAX: 0985-32-4456  
メール: toshikeikaku@pref.miyazaki.lg.jp

<宮崎県宮崎土木事務所あて> 〒880-0805  
宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号  
FAX: 0985-26-7320

＜宮崎県高岡土木事務所あて＞ 〒880-2221  
宮崎県宮崎市高岡町内山3100  
FAX：0985-82-3235

### (3) 公述人の決定など

- ・ 公聴会の運営上の都合により、意見を述べていただく方の数を制限したり、意見を述べていただく時間を制限することがあります。
- ・ 公述人を決定したとき、または意見を述べていただく時間を制限する場合は、公聴会開催日の二日前までに、公述人にこれを通知します。

## 4 公聴会までのスケジュール

公聴会開催の公告（「宮崎県公報」掲載）	7月5日(月)
公述申出期間及び 都市計画の原案の縦覧期間	<申出期間> 7月5日(月)～7月19日(月)まで <縦覧期間> 7月5日(月)～7月19日(月)まで
公聴会開催	(住吉会場) 7月26日(月) 午前10時から 宮崎市住吉地域センター会議室 宮崎市島之内7409番1  (佐土原会場) 7月26日(月) 午後2時から 宮崎市佐土原総合支所第1会議室 宮崎市佐土原町下田島 20660番地

※ 公述申出期間の間に、公述の申し出がなかった場合、公聴会の開催は中止いたします。

中止する場合は、決まり次第、**7**に示す場所にある掲示板と県のホームページにその旨を掲示します。

## 5 公聴会の傍聴

公聴会は公開しますので、どなたでも傍聴ができます。傍聴を希望される方は、公聴会開始時刻の10分前までに会場にお越しください。ただし、公聴会の運営上必要があるときは、議長が傍聴人の数を制限することがあります。

## 6 都市計画の原案についての基本的な考え方

### (1) 対象となる都市計画の原案について

現道の国道10号は、4車線区間に挟まれた2車線区間で、宮崎市中心部と佐土原町相互への通過する目的の車と、沿線の商業施設などを利用する目的の車が混在し、道路の容量を大幅に超える車が集中しており、慢性的な渋滞や、安定した緊急搬送路の確保など課題となっています。

今回都市計画決定原案をお示しする都市計画道路住吉通線(国道10号住吉道路)は、宮崎市北部地域と中心市街地を結ぶ都市の骨格的な道路網の一部を形成し、都市圏の円滑な移動、物流の効率化による産業支援や観光振興、また、災害時の緊急活動や緊急輸送時間の短縮などを図る重要な施設です。

今回、市街化区域間を連結する国道10号住吉道路を、計画調整や地域社会の合意形成により都市計画に位置づけることで、計画的な整備が行われ、広域及び地域間の交流ネットワークの促進などが図られることから、住吉通線を新たに都市計画決定するものです。

併せて、住吉通線を都市計画道路に位置づける事に伴い、周辺道路の都市計画道路網を再構築するために、都市計画道路花ヶ島西通線(宮崎北バイパス)及び都市計画道路徳ヶ淵御殿下通線(佐土原バイパス)の都市計画変更や、都市計画道路尾原通線を新たに都市計画決定するものです。

## 7 都市計画の原案が閲覧できる場所と日時

下表の要領で、都市計画の決定及び変更を行う具体的な区域を示した図面を閲覧できます。

対象となる都市計画の原案	閲覧できる場所 (閲覧できる図書)	閲覧できる日時
宮崎広域都市計画道路 住吉通線(仮称) 花ヶ島西通線 徳ヶ淵御殿下通線 尾原通線(仮称)	<ul style="list-style-type: none"><li>・宮崎県庁都市計画課</li><li>・宮崎土木事務所</li><li>・高岡土木事務所</li><li>・宮崎市住吉地域センター</li><li>・宮崎市佐土原総合支所</li></ul>	<p>○期間 令和3年7月5日(月)から 令和3年7月19日(月)まで</p> <p>○時間帯 午前8時30分から 午後5時15分まで</p> <p>なお、上記期間中であっても、土曜日、日曜日、国民の祝日は終日閲覧できません。</p>

### この「お知らせ」に関する問い合わせ先

宮崎県庁 県土整備部 都市計画課 計画担当 古賀・対馬

TEL : 0985-26-7192 (直通) FAX : 0985-32-4456

電子メール : toshikeikaku@pref.miyazaki.lg.jp

## 公聴会公述申出書

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

氏 名  
住 所  
連 絡 先  
(電話番号等)  
職 業  
公述希望会場 住吉 ・ 佐土原  
(○で囲んで下さい)

令和3年7月5日宮崎県公報に掲載された宮崎広域都市計画道路住吉通線外3路線に関する都市計画の案の公聴会について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

※下に「公聴会の場で述べようとする意見の要旨及びその理由」を簡潔に記入してください。日本工業規格A4用紙1枚以内で別紙として添付していただいても構いません。なお、文書は楷書で横書きとしてください。

(意見の要旨及びその理由)